

申請に初診日証明の壁

障害年金 官民で格差

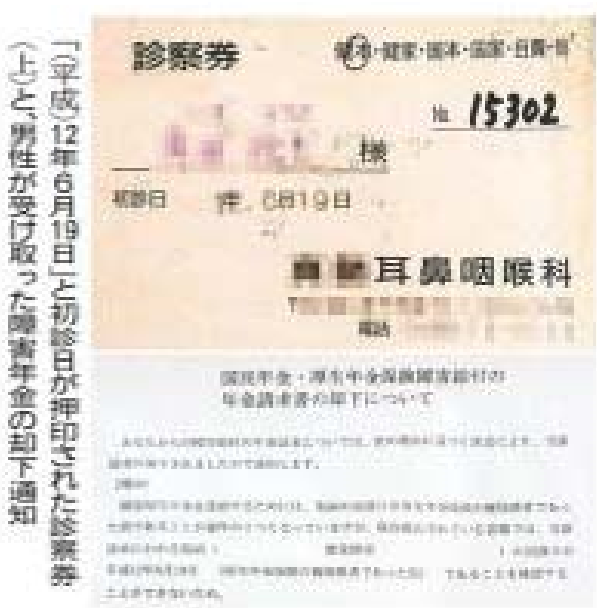
『申請に初診日証明の壁』
2015.03.17 愛媛新聞

「初診日を証明できなければ、障害年金は受け取れない」。障害年金を扱う現場では「常識」として語られ、多くの加入者が初めて医師の診察を受けた日を明らかにすることができずに涙をのんできた。公務員は本人の申告だけでも認められ、公的年金制度の財政構造上、みんなが出し合っているお金を有利な条件で受け取っているという点からも不公平と言える。

(1面参照)

「みんな、初診日の証るはず。公務員は自己申告、怒り狂うでしょう。明にさんさん苦労して、告でOKなんて知ったね」。静岡県内に住む聴覚障害の男性(63)は「官民格差」に憤る。

診察券も却下



男性は幼少期にけがで左耳の鼓膜を破り、大人になってから両耳とも難聴に。48歳だった2000年に身体障害者手帳を取得するため、当時住んでいた神奈川県内の耳鼻咽喉科を受診した。身障者手帳は交付されたが、役場では年金のことは何

カルテ破棄 受給断念も 公務員は本人申告でOK

も知らされなかった。仕事を続けるのは難しく、60歳を迎えた12年、老齢年金の手続きに訪れた年金事務所で制度の存在を知り、障害年金を請求した。00年にかかった耳鼻咽喉科は既に廃院。カルテや当時の診断書は入手できなかった。男性は(平成)12年(00年)6月19日と初診の日付が押印された診察券を保管しており、これを証拠として提出した。

「初診日の条件に阻まれ年金を受け取れなかつた。早稲田大の菊池教授(社会保険法)は、一般論として『提出された書類では、初診日を確認できない』として請求を却下。男性は不服を申し立てたが通らず、諦めたものの、依頼していた社会保険労務士の説得で再申し立てをした結果、ようやく支給が認められた。年金が支払われたのは、14年1月。最初の請求から実に1年半がたった。男性は現在、月約12万円を合わせた加入者全員の保

「初診日の条件に阻まれ年金を受け取れなかつた。早稲田大の菊池教授(社会保険法)は、一般論として『提出された書類では、初診日を確認できない』として請求を却下。男性は不服を申し立てたが通らず、諦めたものの、依頼していた社会保険労務士の説得で再申し立てをした結果、ようやく支給が認められた。年金が支払われたのは、14年1月。最初の請求から実に1年半がたった。男性は現在、月約12万円を合わせた加入者全員の保

仕事を続けるのは難しく、60歳を迎えた12年、老齢年金の手続きに訪れた年金事務所で制度の存在を知り、障害年金を請求した。00年にかかった耳鼻咽喉科は既に廃院。カルテや当時の診断書は入手できなかった。男性は(平成)12年(00年)6月19日と初診の日付が押印された診察券を保管しており、これを証拠として提出した。

「初診日の条件に阻まれ年金を受け取れなかつた。早稲田大の菊池教授(社会保険法)は、一般論として『提出された書類では、初診日を確認できない』として請求を却下。男性は不服を申し立てたが通らず、諦めたものの、依頼していた社会保険労務士の説得で再申し立てをした結果、ようやく支給が認められた。年金が支払われたのは、14年1月。最初の請求から実に1年半がたった。男性は現在、月約12万円を合わせた加入者全員の保